

(証券コード 5237)
平成27年6月10日

株 主 各 位

神戸市中央区浪花町15番地

株式
会社 **ノザワ**

代表取締役社長 野澤俊也

第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第155回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
兵庫県農業共済会館 4階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第155期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第155期連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役11名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nozawa-kobe.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動により個人消費の回復に遅れがあるものの、企業業績及び雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いております。建築材料業界におきましては、建設費高騰による建設計画の延期・中止、住宅投資における消費増税の反動減並びに円安による輸入価格の上昇等、厳しい経営環境が続くなか、公共投資・民間設備投資は堅調に推移しました。

このような状況のなか、当社グループは「やすらぎと安心の創造」の企業理念のもと、高付加価値商品、環境負荷低減、施工現場省力化等、顧客ニーズに対応した商品群の拡充を図ってまいりました。押出成形セメント板「アスロック」の独自型付け製法による「グリッドデザインシリーズ」(2014年度グッドデザイン賞受賞)の新デザインとして、ランダムに配置したモザイクタイルをイメージした「ランディルB」を発売いたしました。また、「デザインパネル」の新商品として4種のリップを混成配置した「クアトロライン」を発売。過酷な環境にさらされる屋上目隠し壁専用に開発・発売した「アスロックタフ」は、落下防止ワイヤー内蔵による2次安全機構を標準装備しており、年々増加する暴風雨等の異常気象へも安心してご利用頂けます。工法においては、安全性が評価され、オフィスビルやホテル・学校等様々な用途の建物にご採用頂いております「アスロックレールファスナー工法」のラインナップに、ルーバー仕様を追加。「アスロック」でしか表現できない「表面平滑性」と「重厚感」が、ルーバーの意匠性を一層際立たせ、これまでにない壁面デザインを構成することが可能となりました。

販売部門では、これらの豊富な商品ラインナップにより、積極的な提案営業を実施、一般建築向け「アスロック」の商談数量を増やすとともに、品質・機能・コストに評価を頂き、「デザインパネル」・「カラー品」・「ナチュラル」の販売数量を伸ばしました。また、技能工不足・工期短縮に貢献できる業界初の省力化工法「アスロックLS工法(Labor Saving工法)」において、施工現場での作業省力化に高い評価を頂き、発売以来着実に採用件数を伸ばしております。

生産部門では、NNPS(ノザワ・ニュー・プロダクション・システム)改善活動により、生産性を高め、販売数量の増加に対応いたしました。

管理部門では、基準工程表に基づいた業務遂行により、グループ全体の業務効率アップに繋げるとともに、有利子負債を圧縮、財務体質改善に取り組みました。

海外事業につきましては、中国建設市場の低迷のなか、商談数量増加の為「野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司」と「野澤貿易(上海)有限公司」が一体となって、瀋陽地区での営業活動に努めましたが、中国経済の回復の遅れから厳しい状況で推移しました。

これらの結果、品種別売上高については、主力の押出成形セメント板「アスロック」は、138億80百万円（前期比11.4%増加）、住宅用軽量外壁材は21億96百万円（前期比18.1%減少）となり押出成形セメント製品合計では160億76百万円（前期比6.2%増加）、スレート関連は、9億60百万円（前期比13.5%減少）、耐火被覆等は、12億62百万円（前期比10.1%減少）となったこと等から、当連結会計年度の売上高は209億64百万円（前期比3.8%増加）となりました。

利益面については、主力である押出成形セメント製品が伸長したことに加え、生産性の向上、製造原価低減並びに経費削減に努めました結果、連結業績における営業利益・経常利益・当期純利益とも過去最高となりました。営業利益は25億88百万円（前期比18.0%増加）、経常利益は26億17百万円（前期比17.3%増加）、当期純利益は17億円（前期比98.0%増加）となり、4期連続の増収増益を達成いたしました。

なお、平成26年8月26日、自己株式立会外買付取引により514,000株（自己株式を除く発行済株式総数に対する割合2.2%）の自己株式を取得しました。

部門別の状況は次のとおりであります。

(1) 押出成形セメント製品部門（アスロック、住宅用軽量外壁材）

アスロックは、一般建築向け高付加価値商品が伸長したこと等により、売上高は138億80百万円（前期比11.4%増加）となりました。住宅用軽量外壁材については売上高は21億96百万円（前期比18.1%減少）となりました。その結果、当部門の売上高は160億76百万円（前期比6.2%増加）となりました。

(2) スレート部門

ハイパート外断熱工事は伸長したものの、住宅設備市場での競争の激化等により、当部門の売上高は9億60百万円（前期比13.5%減少）となりました。

(3) その他の部門

耐火被覆等工事が減少したこと等から、当部門の売上高は39億27百万円（前期比0.6%減少）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、埼玉工場及び播州工場の「アスロック」の製造設備の増設等を実施し、総額3億91百万円となりました。

3. 資金調達状況

資金調達の安定化、資金効率・金融収支の改善を目的として、取引金融機関と総額20億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約及び総額44億円のシンジケートローン契約を締結いたしております。

4. 対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、今後も緩やかな回復基調が見込まれるものの、建設費高騰による建設投資計画の見直しや見送りに加え、住宅市場での駆け込み需要の反動からの回復遅れ並びに円安による輸入価格の上昇等、先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

このような状況のなか、当社グループは、体質強化・収益拡大・飛躍成長の各戦略の確実な遂行とお客様満足度向上により、更なる企業発展を推進してまいります。

販売部門では、建設需要の拡大により今後ますます顕著となる、技能工不足並びに工期遅延への対策として、施工の省力化・工期短縮が可能となる「アスロックLS工法」・「工場プレ加工」・「グリッドデザインシリーズ」の販売に注力し、受注数量をさらに伸ばしてまいります。また、カタログやホームページの写真でしかご覧頂けない「アスロック」の実大サンプルを、「見て」・「触れて」頂きたく、本社1Fに「アスロックショールーム」を開設いたしました。

生産部門では、NNPS改善活動により各工程の整流化を図り、更なる生産性のアップ・品質向上に努めるとともに、コスト削減に繋げてまいります。

開発部門では、顧客が求める品質・性能・コストを追求し、環境負荷低減・施工の省力化に貢献できる商品並びに安全性・快適性に優れた商品を拡充してまいります。

管理部門では、システム構築・改善による業務効率の向上を図るとともに、有利子負債の圧縮をさらに進め、財務体質及び経営基盤の強化を図ってまいります。

マインケミカル事業では、顧客ニーズに対応した付加価値商品の営業を展開、用法開発及び施肥技術サービスの提供により、販路の拡大に取り組むとともに、販売数量の増加に繋げてまいります。

海外事業では、「野澤貿易（上海）有限公司」において、大手建築設計院・ゼネコン及び建築主へのPR活動に加え、代理店の育成を推進し拡販に繋げるとともに、「野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司」においても、営業エリアを広げ受注数量拡大へ取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当連結会計年度)
売 上 高	千円 16,554,489	千円 17,287,581	千円 20,203,414	千円 20,964,547
経 常 利 益	千円 546,792	千円 1,010,107	千円 2,231,201	千円 2,617,283
当 期 純 利 益	千円 210,451	千円 568,138	千円 858,957	千円 1,700,513
1株当たり当期純利益	9円02銭	24円35銭	36円81銭	73円90銭
総 資 産	千円 21,314,797	千円 22,747,875	千円 23,450,732	千円 23,516,068
純 資 産	千円 8,976,625	千円 9,809,093	千円 10,825,400	千円 12,744,426

- (注) 1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ノ ザ ワ 商 事	神戸市中央区	百万円 50	% 100	建設資材販売及び一般建設業
株式会社ノザワトレーディング	神戸市中央区	10	100	損害保険代理業及び生命保険募集業
野澤貿易(上海)有限公司	中国上海市	28	100	建築資材の販売と輸出入
野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司	中国遼寧省瀋陽市	1,000	51	建築材料の生産と販売

(注) 出資比率は、間接保有割合を含んでおります。

7. 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

当社グループは、押出成形セメント製品(アスロック・住宅用軽量外壁材)、スレート、不燃混和材、耐火被覆材(コーベックス)等の製造・販売・施工及び石綿除去工事並びに建設資材販売、肥料の製造・販売、一般建設業、損害保険代理業、生命保険募集業を行っております。

8. 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

(1) 当 社

株式会社ノザワ	本 社	支 店	神戸市中央区浪花町15番地 札幌（札幌市） 仙台（仙台市） 東京（東京都中央区） 名古屋（名古屋市） 関西（神戸市） 広島（広島市） 九州（福岡市）
	工 場		埼玉（埼玉県吉見町） 播州（兵庫県播磨町） 高砂（兵庫県高砂市） フラノ（北海道富良野市）
	技術研究所		埼玉県深谷市

(2) 子 会 社

株式会社ノザワ商事	本 社	支 店	神戸市中央区浪花町15番地 東京（東京都中央区） 関西（神戸市）
株式会社ノザワトレーディング	本 社		神戸市中央区浪花町15番地
野澤貿易(上海)有限公司	本 社		中国上海市
野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司	本 社		中国遼寧省瀋陽市

9. 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	（前期末比増減）
319名	（2名減）

（注） なお、従業員の中には臨時従業員95名（前期90名）は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
286名	（8名減）	43.8歳	20.2年

（注） 年齢、勤続年数とも、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
なお、従業員の中には臨時従業員88名（前期83名）は含んでおりません。

10. 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	610,000千円
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	306,000
株 式 会 社 山 口 銀 行	258,750
株 式 会 社 み な と 銀 行	213,750

（注） 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

II. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 60,000,000株
2. 発行済株式の総数 24,150,000株 (自己株式1,338,133株を含む)
3. 株主数 1,967名
4. 大株主 (上位11名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,401千株	6.14%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,225	5.37
株式会社三井住友銀行	1,153	5.05
神 栄 株 式 会 社	973	4.26
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	864	3.79
東京海上日動火災保険株式会社	724	3.17
C B C 株 式 会 社	603	2.64
日 工 株 式 会 社	568	2.48
ノザワ従業員持株会	552	2.42
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	525	2.30
株 式 会 社 ト ク ヤ マ	525	2.30

- (注) 1. 持株数は千株未満の端数を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式 (1,338,133株) を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
3. 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年8月25日、会社法第370条 (取締役会の決議に替わる書面決議) による決議に基づき、平成26年8月26日、自己株式立会外買付取引により、514,000株 (自己株式を除く発行済株式総数に対する割合は、2.2%) の自己株式を取得しました。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野 澤 俊 也	
専 務 取 締 役	佐々木 三七司	技術本部長 兼生産技術部長 兼エンジニアリング部長
専 務 取 締 役	三 原 伸 夫	管理本部長 兼(株)ノザワ商事監査役 兼野澤貿易(上海)有限公司監事
専 務 取 締 役	田 淵 義 章	販売本部長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長
常 務 取 締 役	坂 本 茂 紀	販売本部副本部長 兼建設商品部長兼建設技術部長
取 締 役	三 浦 竜 一	開発部長
取 締 役	肥 後 竜 也	東京支店長兼マインケミカル事業部長 兼(株)ノザワ商事取締役
取 締 役	松 村 正 昭	埼玉工場長
取 締 役	西 岡 誠 司 ※	管理本部副本部長兼総務部長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事
常 勤 監 査 役	松 永 豊	(株)ノザワ商事監査役
監 査 役	吉 田 眞 明	税理士
監 査 役	羽 尾 良 三	弁護士 垂水ゴルフ(株)監査役 (株)新井組社外監査役 明貨トラック(株)監査役 甲南大学法科大学院教授
監 査 役	犬 賀 一 志	

- (注) 1. 監査役吉田眞明氏、羽尾良三氏、犬賀一志氏は、社外監査役であります。
2. 監査役松永豊氏は、多年にわたり当社の管理本部担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役吉田眞明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
監査役羽尾良三氏は、弁護士として、企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役犬賀一志氏は、金融業務への従事及び金融機関の執行役員等の経験を有し、財務、会計、会社経営等に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 上記※の同氏は平成26年6月27日開催の第154回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
4. 当事業年度中に退任した取締役
専務取締役 豊田 和冲 平成26年6月27日辞任

5. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

平成26年6月27日付

氏名	変更前	変更後
三原伸夫	常務取締役 管理本部長 兼(株)ノゾワ商事監査役 兼野澤貿易(上海)有限公司監事 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事	専務取締役 管理本部長 兼(株)ノゾワ商事監査役 兼野澤貿易(上海)有限公司監事 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事
田淵義章	常務取締役 販売本部長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長	専務取締役 販売本部長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長
坂本茂紀	取締役 販売本部副本部長 兼建設商品部長	常務取締役 販売本部副本部長 兼建設商品部長 兼建設技術部長
肥後竜也	取締役 東京支店長	取締役 東京支店長 兼(株)ノゾワ商事取締役

平成26年7月30日付

氏名	変更前	変更後
三原伸夫	専務取締役 管理本部長 兼(株)ノゾワ商事監査役 兼野澤貿易(上海)有限公司監事 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事	専務取締役 管理本部長 兼(株)ノゾワ商事監査役 兼野澤貿易(上海)有限公司監事
西岡誠司	取締役 管理本部副本部長 兼総務部長	取締役 管理本部副本部長 兼総務部長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事

平成26年9月1日付

氏名	変更前	変更後
佐々木三七司	専務取締役 技術本部長	専務取締役 技術本部長 兼生産技術部長

平成26年11月1日付

氏名	変更前	変更後
佐々木 三七司	専務取締役 技術本部長 兼生産技術部長	専務取締役 技術本部長 兼生産技術部長 兼エンジニアリング部長
肥後 竜也	取締役 東京支店長 兼(株)ノザワ商事取締役	取締役 東京支店長 兼マインケミカル事業部長 兼(株)ノザワ商事取締役

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 10名 210,573千円

監査役 4名 20,669千円（うち社外監査役 3名 9,800千円）

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の取締役の支給人員には、平成26年6月27日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外監査役羽尾 良三氏の兼職先である垂水ゴルフ(株)、(株)新井組、明貨トラック(株)、甲南大学法科大学院とは特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動の状況

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	吉田 眞明	当事業年度の取締役会には、14回中14回、また監査役会には18回中18回出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	羽尾 良三	当事業年度の取締役会には、14回中14回、また監査役会には18回中17回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	犬賀 一志	当事業年度の取締役会には、14回中13回、また監査役会には18回中16回出席し、金融機関での長年の経験から幅広い視点での発言を行っております。

4. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当社の事業に精通した社内の取締役に取締役会を構成し、運営することが経営効率の維持、向上の両面で適切であると考え、当事業年度末において社外取締役は選任しておりませんでした。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ検討した結果、平成27年6月26日開催予定の第155回定時株主総会に社外取締役候補者を含めた取締役選任議案を上程することいたしました。

V. 会計監査人の状況

1. 名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬額	25,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を定め、法令・定款及び社会規範を遵守した行動規範とする。
- ② コンプライアンス推進委員会を所管するコンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。コンプライアンス担当取締役を委員長とする社内倫理委員会において、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会へ報告し是正を図る。
- ③ 取締役及び監査役が当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社内倫理委員会事務局に報告するものとする。使用人がコンプライアンス上問題ある行為等について発見した場合には、コンプライアンス・ホットラインを通じて直接情報提供を行う。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する文書管理規程を定める。
- ② 取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、担当取締役は社長に報告し対策本部を設け迅速に対応する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長及び本部長を委嘱された取締役で構成する本部長会を経て、取締役会で審議・承認を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務運営規則に、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。

- (5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する部署を設け、当社及びグループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - ② 当社取締役及びグループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ③ 監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社取締役及び監査役、グループ会社社長に報告する。監査室は必要に応じて、内部統制の改善策を指導、実施の支援・助言を行う。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を報告する。監査役は、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、顧問弁護士及び監査契約を締結した監査法人の公認会計士より、監査業務に関する助言を受けることができる。
 - ② 監査役は、社長・取締役と定期的に意見交換を行う。

2. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の中長期的な経営基本戦略等当社の目標としております企業像は下記のとおりです。

1. 建設部材、システム分野での開発型企業を目指し、建築・住宅・土木の3市場での安定的な商品供給による強固な経営基盤を持つ企業
2. 技術力を背景とした差別化（品質・納期・コストの絶対的優位性）を推進するオンリーワン企業
3. 環境保全を主眼においた次世代の事業を模索し、人々にやすらぎと安心を提供し、社会への貢献を企業の発展と考える企業

これらを実現するため、「安全第一、法令遵守、人権尊重、環境保全」の基本原則を大前提に、当社の経営の2本柱である中長期計画、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）活動を着実に実行することによって、当社のもつ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を継続、発展させ、当社及び当社グループ会社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋げられるものと考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、買収防衛策の導入根拠、手続き等を定めた定款変更議案及び変更された定款に基づき当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入について株主の皆様のご承認をいただき、また平成26年6月27日開催の定時株主総会において本プランの継続についてご承認をいただき、現在に至っております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランにおきましては、(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付、または(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付またはこれらに類似する行為（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案等が、経営陣から独立した者より構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべき旨、または株主の意思を確認すべき旨を勧告します。当社取締役会は、この勧告または株主意思確認総会若しくは書面投票の決定に基づき、原則として新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に資するものであり、また、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記(3)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断または株主意思の確認を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会でいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(9,186,374)	流動負債	(5,729,717)
現金及び預金	3,116,407	支払手形及び買掛金	2,806,572
受取手形及び売掛金	4,144,884	短期借入金	1,047,000
商品及び製品	438,988	リース債務	28,666
仕掛品	2,037	未払法人税等	576,307
原材料及び貯蔵品	141,073	賞与引当金	275,000
未成工事支出金	184,253	その他	996,170
繰延税金資産	196,211	固定負債	(5,041,924)
その他	965,642	長期借入金	1,186,000
貸倒引当金	△3,124	リース債務	72,939
固定資産	(14,329,694)	再評価に係る繰延税金負債	1,546,838
(有形固定資産)	(11,053,745)	退職給付に係る負債	1,823,613
建物及び構築物	2,151,857	資産除去債務	16,618
機械装置及び運搬具	2,118,560	その他	395,914
土地	6,473,480	負債合計	10,771,642
リース資産	96,162	(純資産の部)	
建設仮勘定	47,490	株主資本	(8,139,284)
その他	166,193	資本金	2,449,000
(無形固定資産)	(16,462)	資本剰余金	1,470,572
電話加入権	8,359	利益剰余金	4,476,800
ソフトウェア	6,235	自己株式	△257,088
その他	1,867	その他の包括利益累計額	(3,906,267)
(投資その他の資産)	(3,259,487)	その他有価証券評価差額金	703,376
投資有価証券	2,625,395	土地再評価差額金	3,061,930
繰延税金資産	120,854	為替換算調整勘定	276,382
その他	591,342	退職給付に係る調整累計額	△135,421
貸倒引当金	△78,104	少数株主持分	698,874
資産合計	23,516,068	純資産合計	12,744,426
		負債純資産合計	23,516,068

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		20,964,547
売上原価		13,825,854
売上総利益		7,138,692
販売費及び一般管理費		4,549,755
営業利益		2,588,936
営業外収益		
受取利息	806	
受取配当金	40,777	
その他	139,211	180,795
営業外費用		
支払利息	48,016	
その他	104,432	152,449
経常利益		2,617,283
特別利益		
固定資産売却益	6,549	6,549
特別損失		
固定資産除却損	25,866	25,866
税金等調整前当期純利益		2,597,966
法人税、住民税及び事業税	949,138	
法人税等調整額	13,546	962,684
少数株主損益調整前当期純利益		1,635,281
少数株主損失		△65,232
当期純利益		1,700,513

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	2,449,000	1,470,572	2,939,593	△48,930	6,810,235
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△163,307		△163,307
当 期 純 利 益			1,700,513		1,700,513
自 己 株 式 の 取 得				△208,157	△208,157
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,537,206	△208,157	1,329,049
平成27年3月31日残高	2,449,000	1,470,572	4,476,800	△257,088	8,139,284

(単位：千円)

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 分 持	純 資 産 計 合
	そ の 他 の 証 券 有 価 値 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	退 職 給 付 金 給 付 累 計 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成26年4月1日残高	403,422	2,901,730	197,439	△191,069	3,311,522	703,642	10,825,400
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△163,307
当 期 純 利 益							1,700,513
自 己 株 式 の 取 得							△208,157
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	299,954	160,199	78,943	55,647	594,745	△4,768	589,976
連結会計年度中の変動額合計	299,954	160,199	78,943	55,647	594,745	△4,768	1,919,026
平成27年3月31日残高	703,376	3,061,930	276,382	△135,421	3,906,267	698,874	12,744,426

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数及び名称 4社（㈱ノザワ商事、㈱ノザワトレーディング、野澤貿易（上海）有限公司、野澤積水好施新型建材（瀋陽）有限公司）
- ② 非連結子会社 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社2社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないため、当該事業年度に係る財務諸表を基礎として連結計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券……時価のあるもの

連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

未完工事支出金……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……………建物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用しております。なお、建物及び埼玉工場の資産については定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引の内、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用……………均等償却を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

② 収益及び費用の計上基準……………完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法……………退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。……………数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
会計基準変更時差異は、15年による定額法により費用処理しております。

- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準…………… 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。
- (6) 会計方針の変更
 退職給付に関する会計基準等の適用…………… 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、計算に用いる割引率を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。
 なお、この変更に伴う期首の利益剰余金、損益並びに1株当たり情報に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 17,248,353千円

(2) 担保に供している資産及び対応する債務

① 担保に供している資産

工場財団

建物及び構築物 866,456千円

機械装置及び運搬具 665,077千円

土地 5,507,920千円

小計 7,039,453千円

その他

建物及び構築物 1,117,962千円

土地 572,050千円

投資有価証券 235,358千円

小計 1,925,371千円

合計 8,964,825千円

② 担保に係る債務

長期借入金 1,045,500千円

(1年以内返済予定分を含む)

支払手形及び買掛金 105,693千円

(3) 偶発債務

平成19年10月1日付けで石綿健康障害による労災認定者であり当社の事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 24,150,000株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 1,338,133株

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	163,307千円	7円	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

付 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	228,118千円	10円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
① 現金及び預金	3,116,407	3,116,407	—
② 受取手形及び売掛金	4,144,884	4,144,884	—
③ 投資有価証券			
其他有価証券	2,576,288	2,576,288	—
④ 支払手形及び買掛金	(2,806,572)	(2,806,572)	—
⑤ 短期借入金	(1,047,000)	(1,047,000)	—
⑥ 長期借入金	(1,186,000)	(1,186,110)	110

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、並びに⑤ 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額49,106千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結決算日における時価を基礎とした金額が、当該時価を基礎とした総資産との比較において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	528円04銭
(2) 1株当たり当期純利益	73円90銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記事項に関する注記

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日 公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,861,279千円

(2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高

2,677,304千円

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(8,119,737)	流動負債	(5,602,809)
現金及び預金	2,920,232	支払手形	1,289,134
取手	1,431,694	買掛金	1,472,405
商品及び製品	2,308,650	短期借入金	288,000
仕掛	2,037	1年内返済予定の長期借入金	710,000
材料及び貯蔵品	82,727	関係会社短期借入金	335,031
未成工事支出金	15,642	リース債	28,666
前払費用	124,335	未払金	336,571
繰延税金資産	183,656	未払費用	274,547
関係会社短期貸付金	60,000	未払法人税等	544,523
未収金	576,726	預り金	38,928
その他金	22,076	賞与引当金	257,000
固定資産	(13,537,498)	設備関係支払手形	27,692
(有形固定資産)	(9,628,909)	その他	309
建物	2,077,054	固定負債	(4,699,595)
構築物	74,647	長期借入金	990,000
機械及び装置	687,656	リース債	72,939
車両運搬具	8,231	再評価に係る繰延税金負債	1,546,838
工具、器具及び備品	164,185	退職給付引当金	1,640,123
土地	6,473,480	受入保証金	365,501
リース資産	96,162	資産除去債	16,618
建設仮勘定	47,490	その他	67,573
(無形固定資産)	(16,093)	負債合計	10,302,405
電話加入権	7,990	(純資産の部)	
ソフトウェア	6,235	株主資本	(7,595,589)
その他	1,867	資本金	2,449,000
(投資その他の資産)	(3,892,495)	資本剰余金	1,190,882
投資有価証券	2,576,990	資本準備金	612,250
関係会社株	40,000	その他資本剰余金	578,632
出資	20	利益剰余金	4,307,618
関係会社出資金	510,000	その他利益剰余金	4,307,618
従業員に対する長期貸付金	2,181	繰越利益剰余金	4,307,618
関係会社長期貸付金	204,000	自己株	△351,911
破産更生債権等	28,550	評価・換算差額等	(3,759,241)
長期前払費用	17,837	その他有価証券評価差額金	697,310
差入保証金	193,455	土地再評価差額金	3,061,930
保険積立金	289,437	純資産合計	11,354,830
投資不動産	0	負債純資産合計	21,657,236
繰延税金資産	63,574		
繰倒引当	△33,550		
資産合計	21,657,236		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,947,418
売 上 原 価		11,154,601
売 上 総 利 益		6,792,816
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,185,822
営 業 利 益		2,606,994
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,822	
受 取 配 当 金	56,766	
そ の 他	88,531	153,121
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	45,412	
そ の 他	101,236	146,648
経 常 利 益		2,613,466
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6,549	6,549
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	25,866	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	27,999	53,866
税 引 前 当 期 純 利 益		2,566,149
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	916,244	
法 人 税 等 調 整 額	35,251	951,496
当 期 純 利 益		1,614,652

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金		
平成26年4月1日残高	2,449,000	612,250	578,632	2,856,273	△143,754	6,352,401
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△163,307		△163,307
当期純利益				1,614,652		1,614,652
自己株式の取得					△208,157	△208,157
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,451,345	△208,157	1,243,188
平成27年3月31日残高	2,449,000	612,250	578,632	4,307,618	△351,911	7,595,589

(単位：千円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成26年4月1日残高	389,700	2,901,730	3,291,431	9,643,832
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△163,307
当期純利益				1,614,652
自己株式の取得				△208,157
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	307,610	160,199	467,809	467,809
事業年度中の変動額合計	307,610	160,199	467,809	1,710,998
平成27年3月31日残高	697,310	3,061,930	3,759,241	11,354,830

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

当事業年度末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時
価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売
却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収
益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性
の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……………建物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用し
ております。なお、建物及び埼玉工場の資産については
定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自
社利用分）については、社内における利用可能期間（5
年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資
産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を
ゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引の内、リ
ース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについ
ては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によ
っております。

長期前払費用……………均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
- ② 収益及び費用の計上基準……………完成工事高の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 会計方針の変更

- 退職給付に関する会計基準等の適用……………26号 平成24年5月17日。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、計算に用いる割引率を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。
なお、この変更に伴う期首の利益剰余金、損益並びに1株当たり情報に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,815,513千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権

受取手形	167,358千円
売掛金	41,560千円

② 短期金銭債務

支払手形	226,837千円
買掛金	799千円

(3) 担保に供している資産及び対応する債務

① 担保に供している資産

工場財団

建	物	796,882千円				
構	築	物	69,574千円			
機	械	及	び	装	置	665,077千円
土	地	5,507,920千円				
小		計	7,039,453千円			

その他

建	物	1,117,962千円				
土	地	572,050千円				
投	資	有	価	証	券	235,358千円
小		計	1,925,371千円			
合		計	8,964,825千円			

② 担保に係る債務

長期借入金 1,045,500千円
(1年以内返済予定分を含む)

支払手形	77,188千円
買掛金	28,505千円

(4) 偶発債務

平成19年10月1日付けで石綿健康障害による労災認定者であり当社の事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	694,182千円
仕入高	157,150千円
② 営業取引以外の取引高	22,428千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 1,338,133株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産・繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	84,861千円
投資有価証券評価損否認	1,457千円
退職給付引当金等	532,763千円
貸倒引当金繰入限度超過額	12,432千円
ゴルフ会員権評価損否認	2,281千円
未払費用等否認	56,321千円
減損損失	25,650千円
役員退職慰労金	19,595千円
未払事業税	41,039千円
その他	22,751千円
繰延税金資産小計	799,155千円
評価性引当額	△218,187千円
繰延税金資産合計	580,967千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	331,930千円
資産除去債務	1,806千円
繰延税金負債合計	333,736千円
繰延税金資産純額	247,231千円

(2) 再評価に係る繰延税金負債の内訳

(繰延税金資産)

土地の再評価に係る繰延税金資産 60,510千円

評価性引当額 △60,510千円

土地の再評価に係る繰延税金資産合計 -千円

(繰延税金負債)

土地の再評価に係る繰延税金負債 △1,546,838千円

土地の再評価に係る繰延税金負債純額 △1,546,838千円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は20,469千円減少し、法人税等調整額が54,845千円、その他有価証券評価差額金が34,376千円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は160,199千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

名 称	議決権等の所有割合(%)	議決権等の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(千円)	取引条件及び取引条件の決定方針	科 目	期末残高(千円)
株式会社ノゾロ商事	100	—	商品及びの売 製 品	683,066	注1・2・3	受取手形 売 掛 金	167,358 37,101
			工 事 の 発 注 及 び 原 材 仕 料 の 仕 入	157,150	注1・2・3	支払手形 買 掛 金	226,837 799
			事 務 所 の 賃 貸	4,140	注1・2	—	—
野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司	51	—	資 金 の 付 貸	—	注1	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	255,000

注1. 一般的な取引条件を勘案して合理的に決定しております。

注2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

注3. 期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 497円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 70円17銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記に関する事項

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日 公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△2,861,279千円

- | | |
|-------------------|-------------|
| (2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高 | 2,677,304千円 |
|-------------------|-------------|

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

株式会社 ノ ザ ワ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 川 佳 男 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増 田 豊 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノザワの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノザワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

株式会社 ノ ザ ワ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 川 佳 男 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増 田 豊 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノザワの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

株式会社 ノザワ 監査役会

常勤監査役	松 永 豊	Ⓔ
社外監査役	吉 田 眞 嗣	Ⓔ
社外監査役	羽 尾 良 三	Ⓔ
社外監査役	犬 賀 一 志	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定的な配当の維持等を勘案し行うこととしております。

当期末配当につきましては、1株につき10円とさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金10円 総額 228,118,670円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第25条（取締役の責任免除）及び第32条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第25条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役、取締役会</p> <p>第18条～第24条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役、取締役会</p> <p>第18条～第24条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="205 134 496 157">第 5 章 監査役、監査役会</p> <p data-bbox="127 196 297 219">第25条～第30条</p> <p data-bbox="291 255 409 278">(条文省略)</p> <p data-bbox="303 314 397 337">(新 設)</p> <p data-bbox="127 824 297 847">第31条～第36条</p> <p data-bbox="291 883 409 906">(条文省略)</p>	<p data-bbox="676 134 966 157">第 5 章 監査役、監査役会</p> <p data-bbox="597 196 767 219">第26条～第31条</p> <p data-bbox="750 255 891 278">(現行どおり)</p> <p data-bbox="609 314 832 337"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="597 351 1046 557">第32条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="650 570 1046 810">2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="597 824 767 847">第33条～第38条</p> <p data-bbox="750 883 891 906">(現行どおり)</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(9名)が任期満了となります。経営監督機能の一層の強化を図るため社外取締役2名を増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	野 澤 俊 也 (昭和37年8月2日生)	昭和63年9月 当社入社 平成10年3月 当社経理部長 平成10年6月 当社取締役経理部長 平成12年6月 当社専務取締役技術本部担当 平成13年4月 当社代表取締役社長(現任)	152,793 株
2	佐々木 三 七 司 (昭和23年1月1日生)	昭和46年4月 当社入社 平成10年10月 当社埼玉工場長 平成12年3月 当社生産部長 平成12年6月 当社技術本部長 平成13年6月 当社取締役技術本部長 平成14年6月 当社常務取締役技術本部長 平成17年6月 当社専務取締役技術本部長 平成21年4月 当社専務取締役技術・NNPS担当 平成25年3月 当社専務取締役技術本部長 平成26年9月 当社専務取締役技術本部長 兼生産技術部長 平成26年11月 当社専務取締役技術本部長 兼生産技術部長 兼エンジニアリング部長(現任)	47,000 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	み はら のぶ お 三 原 伸 夫 (昭和26年1月8日生)	昭和54年9月 当社入社 平成9年9月 当社高砂工場長 平成12年4月 当社総務部長 平成12年6月 当社経理部長 平成15年4月 当社管理本部副本部長 平成15年6月 当社取締役管理本部副本部長 平成17年4月 当社取締役管理本部長 平成19年6月 当社常務取締役管理本部長 平成21年6月 当社常務取締役管理本部長 兼(株)ノゾワ商事監査役 平成23年4月 当社常務取締役管理本部長 兼(株)ノゾワ商事監査役 兼野澤貿易(上海)有限公司監事 当社常務取締役管理本部長 兼(株)ノゾワ商事監査役 兼野澤貿易(上海)有限公司監事 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事 平成26年6月 当社専務取締役管理本部長 兼(株)ノゾワ商事監査役 兼野澤貿易(上海)有限公司監事 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事 平成26年7月 当社専務取締役管理本部長 兼(株)ノゾワ商事監査役 兼野澤貿易(上海)有限公司監事(現任)	26,000 株
4	た ぶち よし あき 田 淵 義 章 (昭和28年1月30日生)	昭和50年4月 当社入社 平成11年4月 当社特需部長 平成13年6月 当社取締役特需部長 平成16年10月 当社取締役住宅建材部長 平成17年5月 当社取締役住宅建材部業務管掌 兼海外事業担当 平成17年9月 当社取締役販売本部副本部長 平成21年4月 当社常務取締役販売本部副本部長 平成23年5月 当社常務取締役販売本部副本部長 兼建設商品部長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事長 平成24年4月 当社常務取締役販売本部長 兼建設商品部長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長 平成26年6月 当社専務取締役販売本部長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長(現任)	29,000 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	さかもと しげのり 坂本 茂紀 (昭和33年2月11日生)	昭和55年4月 当社入社 平成13年4月 当社東京支店長 平成19年6月 当社取締役東京支店長 平成20年9月 当社取締役関西支店長 平成26年3月 当社取締役販売本部副部長 兼建設商品部長 平成26年6月 当社常務取締役販売本部副部長 兼建設商品部長 兼建設技術部長(現任)	13,000 株
6	みうら りゅういち 三浦 竜一 (昭和39年9月6日生)	昭和62年4月 当社入社 平成21年4月 当社開発部長 平成24年6月 当社取締役開発部長(現任)	5,000 株
7	ひご たつや 肥後 竜也 (昭和39年8月22日生)	昭和63年4月 当社入社 平成20年9月 当社九州支店長 平成23年3月 当社東京支店長 平成24年6月 当社取締役東京支店長 平成26年6月 当社取締役東京支店長 兼㈱ノザワ商事取締役 平成26年11月 当社取締役東京支店長 兼マインケミカル事業部長 兼㈱ノザワ商事取締役(現任)	9,000 株
8	まつむら まさあき 松村 正昭 (昭和39年9月16日生)	昭和63年4月 当社入社 平成19年4月 当社播州工場長 平成21年9月 当社埼玉工場長 平成25年6月 当社取締役埼玉工場長(現任)	3,000 株
9	にし おか せいじ 西岡 誠司 (昭和32年8月28日生)	昭和55年4月 当社入社 平成11年8月 当社広島支店長 平成15年4月 当社名古屋支店長 平成17年4月 当社住宅建材部長 平成26年3月 当社管理本部副部長 兼総務部長 平成26年6月 当社取締役管理本部副部長 兼総務部長 平成26年7月 当社取締役管理本部副部長 兼総務部長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事(現任)	11,000 株
※ 10	は お りょう ぞう 羽尾 良三 (昭和22年6月23日生)	昭和49年4月 弁護士登録(山田作之助法律事務所所属) 昭和63年度 神戸弁護士会(現 兵庫県弁護士会)副会長 平成5年6月 垂水ゴルフ(株)監査役(現任) 平成8年3月 (株)新井組社外監査役(現任) 平成8年4月 江戸町法律事務所開設(現職) 平成14年8月 明貨トラック(株)監査役(現任) 平成16年4月 甲南大学法科大学院教授(労働法)(現職) 平成20年6月 当社独立委員会委員(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任)	2,000 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※11	いぬがひとし 犬賀一志 (昭和24年8月25日生)	昭和47年4月 株式会社神戸銀行入行 (現 株式会社三井住友銀行) 平成4年7月 株式会社さくら銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 塚口支店支店長 平成12年4月 同 行 執行役員 神戸営業部部长 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 執行役員 神戸法人営業本部本 部部长 平成15年6月 京阪神興業株式会社 代表取締 役副社長 平成16年6月 同 社 代表取締 役社長 平成23年6月 当社監査役(現任) 当社独立委員会委員(現任)	2,000 株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 羽尾良三氏、犬賀一志氏は、社外取締役候補者であります。
4. 羽尾良三氏、犬賀一志氏は、現在、当社の社外監査役在任中ではありますが本総会終結の時をもって任期満了に伴い退任いたします。
5. 羽尾良三氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として、企業法務に精通しており、財務及び会計の分野において幅広い知識を有していることから、当社経営の重要事実の決定及び業務遂行の監督等に十分な役割を發揮していただけるものと判断しております。さらに、当社の社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレートガバナンスを強化していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 犬賀一志氏を社外取締役候補者とした理由は、金融業務への従事及び金融機関の執行役員等の経験を有し、財務、会計、会社経営等に関する幅広い知識を有していることから、当社経営の重要事実の決定及び業務遂行の監督等に十分な役割を發揮していただけるものと判断しております。さらに、当社の社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレートガバナンスを強化していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。
7. 羽尾良三氏、犬賀一志氏の両氏が社外取締役に選任された場合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
8. 羽尾良三氏、犬賀一志氏の両氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
9. 羽尾良三氏、犬賀一志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつなが ゆたか 松 永 豊 (昭和30年6月3日生)	昭和53年12月 当社入社 平成16年4月 当社購買部長 平成18年4月 当社購買部長兼総務部長 平成19年4月 当社管理本部副本部長兼経理部長 平成20年6月 当社管理本部副本部長兼総務部長 平成21年6月 当社取締役管理本部副本部長兼総務部長 平成25年6月 当社常勤監査役 兼(株)ノゾワ商事監査役(現任)	26,000 株
2	よしだ まさあき 吉 田 眞 明 (昭和23年10月7日生)	昭和48年4月 大阪国税局入局 平成14年7月 水口税務署長 平成19年7月 姫路税務署長 平成20年9月 税理士事務所開業(現職) 平成23年5月 当社一時監査役 当社独立委員会委員(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任)	2,000 株
※3	だんじょう しゅういつ 檀 上 秀 逸 (昭和22年11月25日生)	昭和55年3月 公認会計士登録 平成10年8月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員 平成21年6月 新日本有限責任監査法人 退職 公認会計士 檀上秀逸事務所 所長(現任) 平成23年6月 美津濃株式会社 社外監査役	2,000 株

注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 吉田眞明氏、檀上秀逸氏は、社外監査役候補者であります。

4. 吉田眞明氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士として有する専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

5. 檀上秀逸氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、他社の社外監査役の実績を有し、公認会計士として有する専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

6. 松永 豊氏、吉田眞明氏の両氏の再任が承認され、檀上秀逸氏が選任された場合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は3氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は吉田眞明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出を継続する予定であります。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

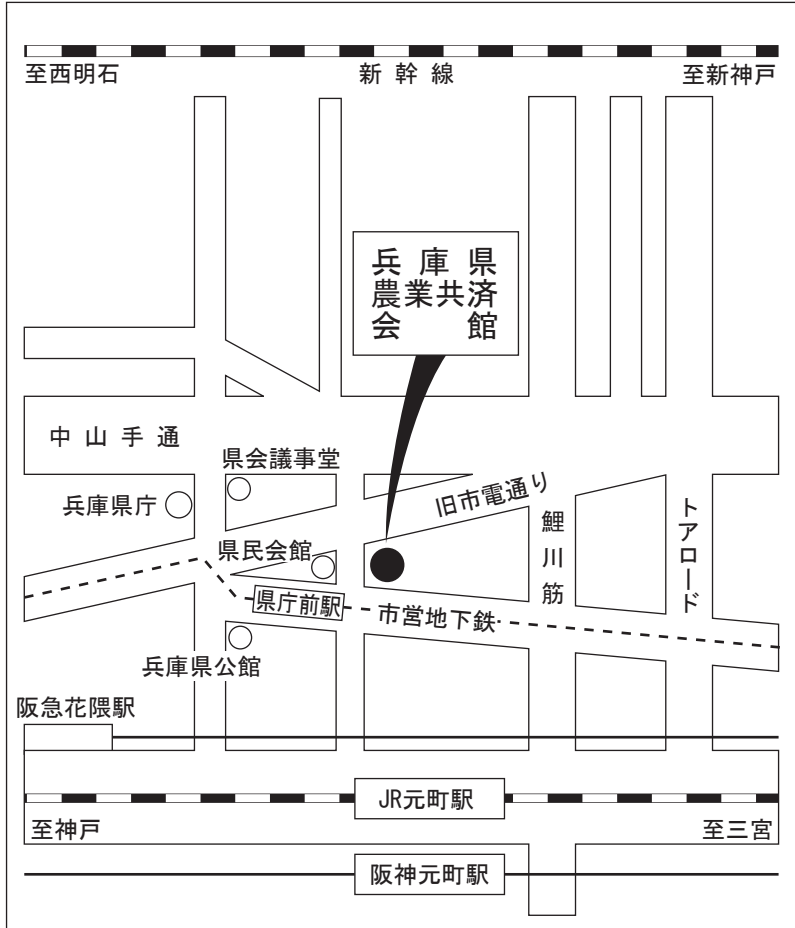
当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第146回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額3億円以内、監査役の報酬額を年額6,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額5億円以内（うち社外取締役分3,000万円以内）、監査役の報酬額を年額7,000万円以内と改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は9名、監査役は4名ですが、第3号議案「取締役11名選任の件」及び第4号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役2名）、監査役は3名となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
兵庫県農業共済会館 4階会議室
電話(078)332-7165



(市営地下鉄県庁前駅東出口②すぐ)
(JR・阪神元町駅東口より山側徒歩6分)